



北労発基 0724 第 2 号
令和 5 年 7 月 24 日

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局長

交通誘導警備業務に係る労働災害防止の徹底について（要請）

平素より労働基準行政の運営にあたり、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

本年 7 月 10 日、札幌市白石区の倉庫新築工事において、交通誘導警備員が後進してきた積載型トラッククレーンにひかれて死亡するという重大災害が発生しました。このほか、今年に入ってから道内では、3 月に後進中のタイヤローラーにひかれた死亡災害、5 月に後進中の積載型トラッククレーンにひかれた死亡災害が発生しており、現在まで 3 名もの交通誘導警備員の尊い命を失う憂慮すべき事態となっています。

現在、当局においては、災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところですが、工事現場で混在して作業を行う車両系建設機械や車両荷役運搬機械等を使用する建設業者や運送業者、誘導員を配置する警備業者に対し、安全対策の徹底を期する必要があります。

については、貴団体におかれましては、会員企業に対し、下記のとおり、当該機械を誘導する際の安全確保措置が確実に講じられているか等下記の事項を踏まえた労働災害防止対策について、周知徹底を図っていただきますよう要請いたします。

記

- 1 建設工事の元方事業者は、仕事の工程に関する計画、車両系建設機械等の配置に関する計画に関し安全性の評価を実施すること。
- 2 建設工事現場の警備業務について、警備業者に警備計画を作成させ、警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき、工事内容、警備業務の範囲等を十分に把握させるよう励行すること。
- 3 車両系建設機械や車両荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は、元方事業者と協議の上、当該機械の作業計画の策定にあたっては、現場の状態に基づいた、当該機械の能力に応じた運行経路、当該機械移動時の誘導者の配置、夜間の照明、立入禁止区域の状況を明らかとした安全な作業方法を採用すること。

また、関係事業者間の連絡調整を緊密に行うとともに、交通誘導警備員の誘導位置

及び交通誘導警備員と当該機械との接触防止措置を明確にし、その計画の内容を交通誘導警備員に周知徹底すること。

- 4 交通誘導警備員が当該機械の作業区域に立ち入る場合の合図等を定める、交通誘導警備員を建設工事の元方事業者が行う朝礼等に参加させる等、元方事業者と緊密な連絡調整と連携を図ること。
- 5 当該機械を用いた作業に応じ、作業指揮者の選任が必要となる場合には職務の履行を図ること。

また、現場内においては当該機械を運転し動かす際に警報を鳴らすなど、当該機械が不意に動き出す危険を周囲に知らせるなどの対策も検討すること。

- 6 交通誘導警備員に対し、当該機械の運転者の死角となる場所に入らないこと、作業半径に立ち入ったり、旋回範囲内や吊り荷の下に立ち入ったりしないこと等の当該機械との接触防止対策に係る安全教育を実施すること。

令和5年 警備業における死亡労働災害発生状況

(発生年月日順)

北海道労働局

No.	発 生 月	時 刻	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	3	17 時台	はさまれ、 巻き込まれ	締固め 用機械	片側2車線の幹線道路舗装工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が後進中のタイヤローラーに背後からひかれたもの。
2	5	21 時台	はさまれ、 巻き込まれ	トラッ ク	工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が、荷の搬入のため現場内で後進していた積載型トラッククレーンに、背後からひかれたもの。
3	7	9 時台	交通事故 (道路)	トラッ ク	工事現場の出入口で資材の搬入にきた積載型トラッククレーンの後進を誘導していた時に、歩道と車道の段差を解消するためのスロープがずれたため、車道上でスロープを修正していたところ、停車していた積載型トラッククレーンが後進し始め、ひかれたもの。

担当：北海道労働局労働基準部安全課

主任安全専門官 納 裕美^の

電話(代)011-709-2311 内線 3551